動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号及び第九号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条、第十七条並びに第十九条第五号から第七号まで
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	（略）
動物用再生医療等製品の製造管理及び品質管理に関する省令	第十四条第二号及び第十五条第三号
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条及び第四条第二項第一号から第三号まで
農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）	（略）
特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令	第五条第八号、第六条第七号、第七条第一号及び第三号（第八条において準用する場合を含む。）、第九条第一号及び第二号、第十条第二項第七号、第十二条第二項、第十三条第二項第六号、第十五条第一項、第十六条、第十七条第三項から第五項まで、第十八条並びに第十九条第二項、第三項及び第五項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第二十九条第四項（第八十四条及び第百十一条の二十八において準用する場合を含む。）及び第八十五条第六項（第八十五条の三第四項及び第十項並びに第八十五条の四第三項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律	第二十条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二第三項第一号、第三十四条の二第二項第一号、第三十六条の七第五項第一号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十条第十二項第一号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号

動物用再生医療等製品の安全性に関する非臨床試験の実施の基準に関する省令	第四条第三項、第六条第八号、第八条第一項第三号及び第九号、第十条第三項、第十一条第一項及び第三項、第十五条第一項及び第二項、第十七条第一項及び第二項並びに第十九条第五号から第七号まで
動物用再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令	（略）
（新設）	（新設）
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令	第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで
農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）	（略）
（新設）	（新設）

別表第三（第八条関係）

（略）	（略）
土地改良法	第二十九条第四項（第八十四条及び第百十一条の二十三において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
輸出水産業の振興に関する法律	第二十条において準用する中小企業等協同組合法第十条の二第三項第一号、第三十四条の二第二項第一号、第三十六条の七第五項第一号、第四十条第十二項第一号（同法第六十九条において準用する場合を含む。）、同法第四十一条第三項第一号、第五十三条の四第四項第一号及び第五十六条第二項第一号